平成２３年（フ）第６８００号
東京都足立区江北７丁目６―14―301
債務者　山崎　一宏
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８０１号
東京都中野区東中野４丁目21―２　第２荒井コーポ102
債務者　片柳　浩美
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８１２号
東京都日野市南平１丁目13―24
債務者　川野八重子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８１３号
東京都江戸川区新堀２丁目11―10―102
債務者　中込　栄治
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８１６号
東京都台東区根岸３丁目12―18―202
債務者　上村　従子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７７号
静岡市清水区北矢部町１丁目９番25号
債務者　壁谷　典子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１３号
岡山市北区大窪734番地９
債務者　小林　大輝
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３号
岡山県玉野市和田３丁目７番９号
債務者　松本　明子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前11時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６８号
岡山市南区福富西３丁目１番51―３号　サンハイツ201
債務者　吉田　大介
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０８号
東京都調布市上石原１丁目40番地２和風荘205
債務者　淺原　久代
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５１６号
東京都八王子市子安町４丁目３番13号
債務者　中村　　正
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８号
熊本県人吉市富ヶ尾町６番地１エクセルコーポ206号、住民票上の住所熊本県人吉市鬼木町902番地３
債務者　田山　久芳
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第２１号
熊本県人吉市鬼木町1563番地５
債務者　西森　一樹
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第２３号
熊本県球磨郡錦町木上東2902番地３
債務者　幸野　芳春
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第２４号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西422番地１
債務者　蓑田　鉄信
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部